

令和6年 網走市議会

令和6年度予算等審査特別委員会会議録

第7号 令和6年3月19日(火曜日)

○日時 令和6年3月19日  
午前10時00分開議

○場所 議場

○出席委員(15名)

委員長	井戸達也
副委員長	金兵智則
委員	石垣直樹
	小田部照
	栗田政男
	里見哲也
	澤谷淳子
	立崎聡一
	永本浩子
	深津晴江
	古田純也
	古都宣裕
	松浦敏司
	村椿敏章
	山田庫司郎

○欠席委員(0名)

○委員外議員(0名)

○説明のため出席した者

市 長	水谷洋一
副 市 長	後藤利博
企画総務部長	秋葉孝博
市民環境部長	田邊雄三
健康福祉部長	結城慎二
健康福祉部参事監	永森浩子
農林水産部長	川合正人
観光商工部長	伊倉直樹
建設港湾部長	立花学
水道部長	柏木弦
新庁舎開設準備室長	武田浩一
企画調整課長	佐々木司
総務防災課長	日野智康

財政課長 古田孝仁

-----  
教 育 長 岩永雅浩  
学 校 教 育 部 長 北村幸彦  
社 会 教 育 部 長 吉村学

○事務局職員

事 務 局 長 岩尾弘敏  
事 務 局 次 長 石井公晶  
総 務 議 事 係 長 法師人絵理  
総 務 議 事 係 早 渕 由 樹  
係 山 口 諒

午前10時00分 開議

○井戸達也委員長 おはようございます。

本日の出席委員は15名で、全委員が出席しております。

ただいまから、本日の委員会を開きます。

それでは、早速、本日の日程の一つ目、議件1を議題といたします。

本件は、去る3月15日に開催した当委員会での教育費の予算審査において、小田部委員からのスキー場管理運営事業に関する質問に対して、審査が終了しなかったため、後日改めて審査することとして御了承いただいたものでありますので、同日に引き続き審査を行います。

なお、この後の執り進めでございますが、初めに、理事者より説明を受け、その後に小田部委員から説明に対して質問を受けることといたしますが、質問時間は、15日の審査の際にやむを得ない場合として延長を認めた許容範囲内である30分のうち残り11分が限度となりますので、小田部委員は御承知おき願います。

それでは、小田部委員、質問席にお着きください。

それでは、初めに、理事者より説明をお願いいたします。

スポーツ課長。

○大西広幸スポーツ課長 先日の小田部委員からの御質問に対しての御答弁をさせていただきます。

す。

スキー場従業員の今シーズンの人件費についてですが、指定管理者に確認しましたところ、休業補償については、適正に執行されていることと確認をしております。

しかしながら、現在、従業員から要望書が出ておりますことから、休業補償のさらなる上乘せ、休業補償の算定期間拡大について見直しを行うこととしまして、見直しによる差額につきましては、3月の最終給与支給時に合わせて支給すると伺っております。

令和5年度のシーズンのスキー場の人件費につきましては、雇用期間が終了しておりませんので、まだ見込みとなりますが、市が算定している額とほぼ同額の支出額となることとありました。

**○小田部照委員** 今の御答弁ですと、指定管理者のほうと協議した結果、適正に処理されているというような御答弁がありました。

しかしながら、先日、私、委員会で審査の過程で質問させていただいていますが、実態は、12月は営業されていない、リフトを設置した分は、雇用されていない状態で日雇い扱いの契約になっております。1日何ぼで契約して、4万円程度を12月にみんな受け取っているわけですが、1月2日から3月25日までの雇用期間の契約書となっております。この1月は雇用されているにもかかわらず、最低保障は問題ないと今発言しているけれども、実際、従事されている方は、給料マイナス2,500円の方、マイナスの方、何人もほかにもいるのですけれども、受け取っていないわけですよ。

調べてみると、標準報酬月額みたいなのは、非常に低い金額で設定されております。なおかつ雇用期間ですから、その基準月額すら支給もされない、1月がそうです。先ほど御答弁あったように、1月、2月、3月の雇用形態で、最終的に最低保障を支出するというような発言がありましたけれども、これ実は、この最低保障月額を支給するのではなくて、シフトを組んだ分の、そのシフトの6割を最低保障とするのだというような計算式に複雑化されていて、非常にわかりにくいのですけれども、トータル的に最低保障が、生活できる基準にないので、こういった要望書が出されているわけです。

人件費1,400万円、令和6年度はついているのですけれども、これが実質、同等の金額になるということは、人数からしてもちょっと想定できないのですけれども、1,400万円の積算根拠、人数、詳細について伺います。

**○大西広幸スポーツ課長** 先ほど御説明したのは令和5年度の実績、この見込みのお話なのですけれども、実際、正社員につきましては3名を積算しております。こちらが月額給与となっております。そのほか、季節労働者として16名、パートですとか臨時という形になっておりまして、そちらの方々につきましては、月額ではなくて、日額単位での契約となっておりますので、その積み上げで、令和6年度で言いますと約1,400万円となっているところでございます。

**○小田部照委員** 令和5年度の給料の詳細も、私お聞きしておりますが、雇用1月2日から3月25日までの雇用期間という契約になっております。

10年前は、もっとシーズンが開いていたので、12月、1月、2月、3月の4か月の雇用形態、そして社会保険もついていましたそうです。それが、期間、天候の状況によって、今度は1月、2月、3月の雇用、3か月になったそうです。そして、現状ここ数年は、事実上2か月の雇用で、2か月分の社会保険しかついていないのですよ。実際、令和5年度も、今御答弁ありましたけれども。

そして、積算したら、16名季節労働者がいると言いますけれども、1人1人もらっている人で40万円前後です、総額。1、2、3の。つまり、ひと月13万円ちょっとしかもらっていないのです。これ適正に支出されたと。正社員も3名いるというようなお話がありましたけれども、そこに大幅な報酬を行っているのか。この1,400万円はしっかり使われているのだと。積算したものは支出されているというような御答弁ですが、今の雇用状況を見ても、1月收入がない。これ公共施設として適正な雇用状況とは、私は言い難いのだと考えております。

これは市の監督責任もあるのだと私は思います。委託しているとはいえ、そこに雇用が生まれて、積算した根拠で、人件費はこう支払いますよ、光熱費はこうありますよ、管理費は幾らですよというものを我々精査して、そうなのですとねと精査して、承認して、通したものを、実は現場サイドでは適正な金額を受け取っていないというの

が現状で、十数名もの方から要望書が出ているわけですよ。

今の環境では、現状では、このスキー場では働くことができないのだよという内容の要望書なわけですよ。これ何年も前から僕は質問しているのに、改善されていないわけですよ。そして、返還することがない。要するに、同等の1,400万円の人件費は、人件費として支払われたと言うなら、あまりにも差異がある。1人40万円前後の令和5年度、16名ですけれども、そしてリフトの券売のほうは、もっと少ない金額ですよ。リフトを動かすほうと券売のほうとシステムがまた違うようなので。

利用料収入とかもあるのですけれども、リフト券の販売、レンタル料、いろいろ利用料収入で利益を得た分は、委託業者が利益を受け取ってもいいというようなルールになっていると思うのですけれども、その返還が生じる、返還しなくてはいけない、支出されない。だって12月、1月はオープンされなかったのですからスキー場、リフトも動いてないということは、光熱費は使っていない。返還しなくてはいけない部分は必ずあるのだと思いますけれども、そういうルール、協定書みたいなのはどうなっているのか伺います。

**○大西広幸スポーツ課長** まず、1月の人件費に関する件でございますが、1月につきましては、雇用開始日が1月2日となっていて、給料の締め日自体が15日となっておりますので、どうしても1月の給料につきましては、満額1か月働くことがございませんので、そこはちょっと少ない状況となるのは、フル勤務したとしても十何万円いくかどうかというところは、ちょっと未確定な部分はございます。

委託料の考え方でございますが、先ほどお話にありました利用料につきましては、利用料と市から出している委託料を合わせたものを経費として使うというところですので、利用料は全部指定管理者の収入となるものではありません。まずそこだけちょっと御理解いただきたいところです。

なので、利用料が減りますと、その分、使える経費も減りますので、その分で相殺、経費と収入の総額との相殺で最終的な決算額を算出しておりますので、それで大きな差異が出た場合には、返還ですとか追加で支給するとか、そういうことで処理しております。

**○小田部照委員** では、過去に返還されたケースもあるということでしょうか。

**○大西広幸スポーツ課長** 過去に大きな差異が発生した事例がございませんので、返還した事例は今のところございません。

**○小田部照委員** 詳しく、時間がないので、コミセンには協定書というものがあります。実質労働時間が3,900時間を下回った場合は、委託料単価、労働費に積算している分を計算して、精算して、返金してくださいという制度があって、先にお聞きしたように、100万円単位で返金されております。

この12月、1月、リフトすら動いていない、人件費も支払われていない実態があるわけです。これが的確な公共施設の管理運営の仕方ではないと思います。そこには生活費を頂けない、網走に困っている市民がいるのですから、これは市の監督責任があると思います。いかがでしょうか。

**○大西広幸スポーツ課長** 先ほども申し上げましたが、スキー場、スポーツ施設の指定管理につきましては、利用収入と、うちの指定管理料の委託料を合わせた額が使える経費といたしますので、それから人件費、光熱水費、かからなくて余れば、そこに大きな差異が出た場合には返還を求めますが、その中で収まって、もっと利用収入が少ないと、燃料費が高騰したという場合、逆なパターンもございますので、そういう場合は返還を求めないということになります。

**○小田部照委員** 御答弁はわかりますけれども、年々もう皆さん御承知のとおり、物価の高騰、燃料費の高騰、人件費の高騰で、委託料に支出する分はどんどん増えていっています、毎年、金額的に。

しかし、一方で、スキー場運営はどんどん期間が狭まっているから、働いている従業員に対しての収入はどんどん減っていているわけですよ。それでこんな要望書まで出される事態になっています。要するに、その際、一方で市は支払っているのは上がっていく、でも現場サイドはもらっている。これスケートリンクも一緒ですよ。自然任せに、てこ入れしない施設は、両方そうなりますよ。

---

---

○大西広幸スポーツ課長

(112字取り消し)

○小田部照委員 もう時間ですのでやめますけれども、適切なスキー場運営管理、公共施設として、市民の納得いくような施設運営に、令和6年度もしっかりと努めていっていただきたいと思えます。

この網走、本当に限られた財源で運営していますので、無駄のないように、市民の満足度に応えられるようなスキー場になっていくように、現場で働いている人が泣くようなことのないような、しっかりとした管理体制にしていって、見直し、改善していっていただきたいと思えます。

強く要望して、また違うときに質問させていただきます。終わります。

○井戸達也委員長 以上で、本日の案件を含む教育費及びその特定財源に関する歳入の細部質疑を終了いたします。

それでは、本日の日程の二つ目、議件2、総括質疑及び報告案の取りまとめについて入るわけですが、この際、休憩を取りまして、種々御議論を願うことにしたいと思えますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、そのように決定いたします。

それでは、ここで、暫時休憩いたします。再会は追って、予鈴をもってお知らせしますから承知願います。

午前10時15分 休憩

午後4時40分 再開

○井戸達也委員長 休憩前に引き続き、再開します。

休憩中、令和6年度各会計予算及び関連議案審査の取りまとめについて種々御協議を願ったところですが、これから申し上げます諸事項について、大方の意見が一致しました。

委員皆様の御賛同お願い申し上げまして、審査終了の運びにしたいと思えますので、どうかよろしくお願いたします。

取りまとめの結果といたしましては、1、総括質疑は行わない。2、特別委員会での討論は行わ

ない。3、委員会に付託された議案13件については、大方の意向として4項目の附帯意見を付し、原案どおり可決すべきものと一致したところであります。

なお、附帯意見については、お手元に御配付のとおりであります。

ここで、お諮りいたします。

当委員会に付託され、審査中の令和6年度各会計予算及び関連議案の計13件は、細部質疑を全て終了し、この際、総括質疑は行わないこととし、討論は省略する。また、議案13件に対しては、先ほど申し上げたとおり、4項目の附帯意見を付して原案可決すべきものとする。

以上のような取扱いとすることといたしまして、当委員会は審査を終了し、本会議に報告することにしたいと思えますが、これに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数と認めます。

よって、そのように決定されました。

なお、ここでお諮りいたします。

去る3月15日に開催した当委員会での教育費の予算審査において、学校教育課長から発言取消しの申出がありましたが、これについて後日、議事録を精査の上、当該発言部分を議事録から削除することを許可したいと思えますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、後日議事録を精査の上、当該発言部分を削除することに決定されました。

また、本日開催した教育費の審査において、小田部委員の理事者に対する資料要求の発言とそれに対するスポーツ課長の答弁については、不適切な点が認められたため、これについては、委員長において発言取消しを命ずることとし、後日、議事録を精査の上、当該発言及び答弁部分を議事録から削除することといたしますので、御了承願います。

以上をもって、当委員会はその使命を終了し、閉会の運びとなりました。

自席でお許しをいただきまして、ここで私から一言御挨拶を申し上げます。

去る3月11日、令和6年度予算等審査特別委員会が設置され、私が委員長に、金兵委員が副委員

長に選任されまして、実質6日間にわたり慎重に審査をいただきました。その間、委員の皆様方におかれましては、大変熱心に審査をいただき、また、理事者の皆様には長期間にわたりまして誠心誠意審査に御協力をいただきましたことに心からお礼を申し上げます。

皆様の御協力に対しまして、心から厚く御礼を申し上げ挨拶いたします。大変ありがとうございました。

以上で、令和6年度予算等審査特別委員会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした

午後4時44分 閉会

---